

営繕事業における BIM 活用試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、金沢市が発注する営繕事業における設計業務及び工事（建築一式、電気設備及び機械設備をいう。以下同じ。）において、発注者の指定又は受注者からの技術提案等によりBIMモデルの作成及び利用するにあたり必要な事項を定めたものであり、本要領に記載のないものについては、国が定める「官庁営繕事業におけるBIM活用ガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）を準用するものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領で使用する用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) BIM(Building Information Modeling)

コンピュータ上に作成した主に3次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建築物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築するものをいう。

(2) BIMモデル

コンピュータ上に作成した3次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等の建築物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルをいう。

(3) 干渉チェック

柱、はり、天井、ダクト、配管等の建築物を構成する部材等の重なり（干渉）を確認することをいう。

(4) 詳細度

BIMモデルの活用の目的に応じたBIMモデルを構成するBIMの部品の形状情報及び属性情報の詳細度合いをいう。

(5) オリジナルファイル

ソフトウェア固有の形式で保存された編集が可能なファイルをいう。

(6) BIMソフトウェア

意匠、構造、電気設備、機械設備等の分野のBIMモデルを作成するためのソフトウェアをいう。

(活用する事業)

第3条 BIMのシステムは、下記の事業において活用するものとする。

(1) BIMの活用を前提とした設計図書の作成及び納品等（設計業務）

(2) BIMモデルを活用した施工に関する調整（工事）

(試行対象事業)

第4条 BIMを活用した事業は、業務委託仕様書または施工条件明示書によって発注者が指定した事業を対象とする（以下「発注者指定型」という。）。なお、発注者指定型以外の設計業務及び工事において、契約後に受注者から提案があった場合は、受発注者の協議によりBIM活用試行事業の対象として適用できるものとする（以下「受注者希望型」という。）。

(実施方法等)

第5条 BIMを活用した事業は、以下の区分に応じ業務内容を指定又は協議する。

(1) 発注者指定型による場合

①BIMの活用を前提とした設計図書の作成及び納品等（設計業務）

発注者は、以下の内容から事業に応じて試行内容のうち全部または一部を指定して実施する。

- ・基本設計に関する標準業務のBIM活用による実施
- ・実施設計に関する標準業務のBIM活用による実施

②BIMモデルを活用した施工に関する調整（工事）

発注者は、以下の内容から事業に応じて試行内容のうち全部または一部を指定して実施する。

- ・BIMを活用した仮設の検討
- ・BIMを活用したデジタルモックアップ（見本施工）
- ・BIMを活用した関連工事との調整
(機器・照明・スイッチ類位置の調整、干渉チェック)

(2) 受注者希望型による場合

受注者より提案があった場合は、事業着手前に上記（1）の業務内容について監督員へ協議し承諾を得た上で実施するものとする。

- 2 前項（1）に規定する業務以外の業務内容について、受注者より追加の提案があった場合は、事業着手前に監督員へ協議し承諾を得た上で実施するものとする。

(成果物の形式等)

第6条 BIMモデルを成果物として提出する場合、当該BIMモデルを電子納品の対象とし、検討目的に応じた詳細度のものとする。この場合における成果物の作成方法及び確認方法については「BIM適用事業における成果品作成の手引き（案）（国土交通省）」によるものとする。

- 2 BIMモデルを成果物として提出する場合のデータ形式は、IFC（ISO16739:2013の国際規格をいう。以下同じ。）形式のファイル及びBIMオリジナルファイルとし、互換性を確保するため、IFC形式のファイルは可能な限りBIMオリジナルファイルと同等の情報が含まれたものとする。
- 3 BIMモデルを利用して動画等を作成し、成果物として提出する場合のデータ形式については、発注者と協議し、発注者の情報システム環境に対応したものとする。
- 4 BIMモデルの作成及び利用をして発注者に提出する設計業務の図面、工事の完成図等については、BIMモデルの他、発注者が別途指定又は承諾した場合を除き、BIMモデルから2次元のCADデータに変換等したのち、必要に応じて編集したものとする。
- 5 電子データを成果物として提出する場合は、前各項によるほか、設計業務については「建築設計業務等電子納品要領（国土交通省）」によるものとする。

(BIMソフトウェア)

第7条 BIMモデルを利用して成果物を作成する場合において、BIMソフトウェアは、2次出力など、成果物に求められる形式に対応できるものとする。

また、異なるBIMソフトウェアを使用して作成された意匠、構造、電気設備、機械設備等の

分野のBIMモデルを統合して、技術的な検討を行う場合は、IFC形式で入出力できるものとするなどBIMソフトウェア間の互換性を確保するものとする。

(業務内容)

第8条 BIMを活用した事業が設計業務の場合は、国ガイドライン「5. 設計段階におけるBIM活用例」による。

2 BIMを活用した事業が工事の場合は、国ガイドライン「6. 施工段階におけるBIM活用例」による。

(積算方法)

第9条 BIMシステム活用に係る費用は、以下の区分に応じ次に定めるところによる。

(1) 発注者指定型による場合

発注者指定部分に対するBIMを活用することによる負担増加分のうち、直接人件費を計上する。なお、BIMシステムに関する初期費用及び維持経費等は受注者が負担するものとする。

(2) 受注者希望型による場合

BIMを活用することによる負担増加分、BIMシステムに関する初期費用及び維持経費等は受注者が負担するものとする。

2 前項(1)に規定する業務以外の業務内容について、受注者より追加の提案があった場合は、負担増加分等の追加計上はしないものとする。

(試行における留意点)

第10条 本要領において疑義又は不明な点が生じた場合には、国ガイドラインによるほか受発注者間の協議により運用するものとする。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。